

兵庫労働局発表

平成23年1月27日

担 当	労働基準部 安全課
	安全課長 丸山 拓之
	広報担当 杉田 勝義
	電話 078-367-9152 FAX 078-367-9166

### 平成22年死亡労働災害の発生状況及び建設業に 対する局署合同監督の実施結果について

平成22年の兵庫県内における労働災害による死亡者数は別添資料1のとおり、速報値で58人となった。前年同期と比較して15人の大幅な増加（増加率34.9%）となった。

兵庫労働局（局長：白川欽也）では、県内における死亡労働災害の急増を踏まえ平成22年9月から12月までの間、死亡労働災害の撲滅等を目標に死亡労働災害が多発している製造業、建設業を中心に「緊急死亡労働災害防止対策」（別添資料2参照）を実施してきたが、死亡労働災害の増加に歯止めをかけられず残念な結果となった。

兵庫労働局では「緊急死亡労働災害防止対策」の取り組みの一環として、平成22年12月に兵庫労働局並びに管下11労働基準監督署は県内の建設現場（214現場）に対して集中的に臨検監督を実施した。臨検監督の結果、約62.1%に当たる133現場において労働安全衛生法違反が認められた。法違反の内容は死亡労働災害の主な原因となっている墜落防止違反措置に関する事項が多く認められた。詳細は別添資料3のとおりである。

兵庫労働局では、本年も引き続き、死亡労働災害撲滅にむけ、積極的に指導を強化していくこととしている。

（別添資料）

- 1 死亡災害発生状況（兵庫県内速報値）
- 2 緊急死亡労働災害防止対策実施要綱（平成22年9月策定）
- 3 建設業臨検監督実施結果

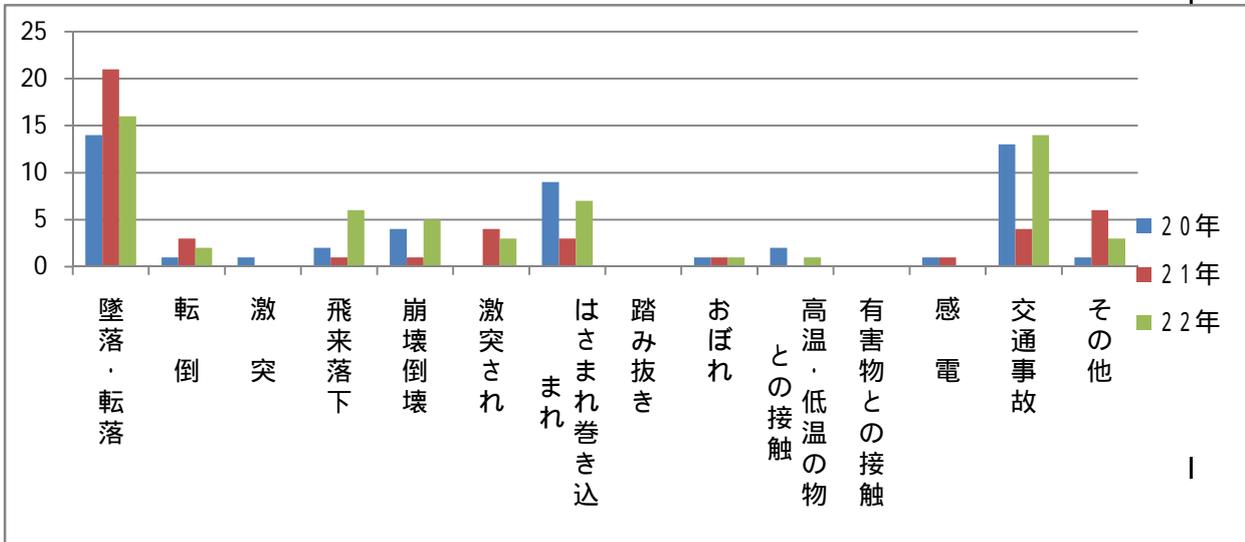
## 平成22年 死亡災害発生状況(兵庫県内速報値)

作成日 平成23年1月20日

	平成22年1月～作成日		前年同期		前年比較	
	死亡者数	構成率	死亡者数	構成率	増減数	増減率
全業種	58	100.0%	43	100.0%	15	34.9%
製造業	18	31.0%	7	16.3%	11	157.1%
鋁業	1	1.7%	1	2.3%	0	0.0%
建設業	21	36.2%	21	48.8%	0	0.0%
交通運輸業	1	1.7%	0	0.0%	1	100.0%
陸上貨物運送業	7	12.1%	2	4.7%	5	250.0%
港湾荷役業	1	1.7%	2	4.7%	-1	-50.0%
林業	2	3.4%	0	0.0%	2	200.0%
その他の事業	7	12.1%	10	23.3%	-3	-30.0%

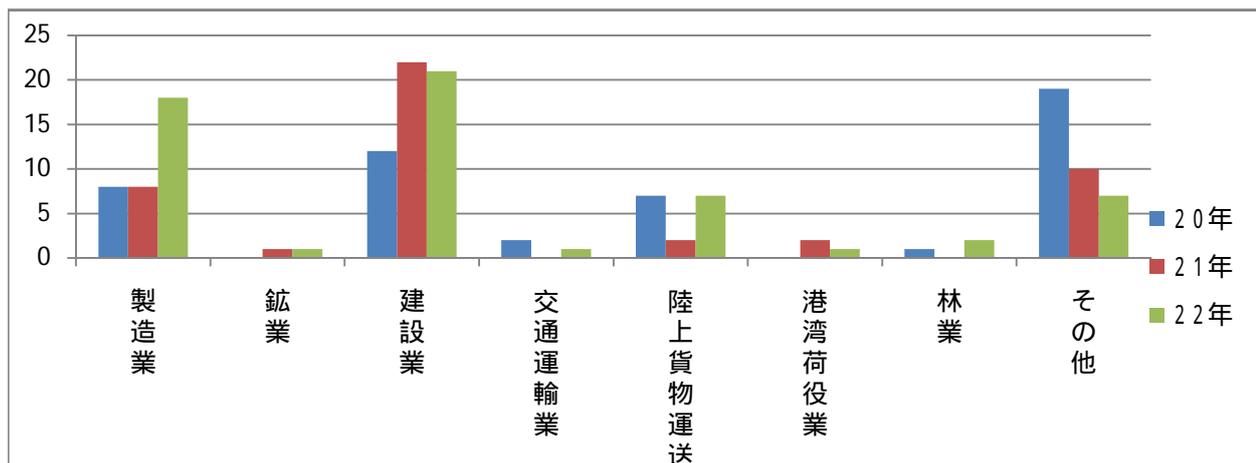
## 事故の型別死亡労働災害発生状況

事故の型	墜落・転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物との接触	感電	交通事故	その他	合計
20年	14	1	1	2	4	0	9	0	1	2	0	1	13	1	49
21年	21	3	0	1	1	4	3	0	1	0	0	1	4	6	45
22年	16	2	0	6	5	3	7	0	1	1	0	0	14	3	58



## 業種別死亡労働災害発生状況

業種	発生年		
	20年	21年	22年
製造業	8	8	18
鉱業	0	1	1
建設業	12	22	21
交通運輸業	2	0	1
陸上貨物運送業	7	2	7
港湾荷役業	0	2	1
林業	1	0	2
その他	19	10	7
合計	49	45	58



# 緊急死亡労働災害防止対策実施要綱

兵庫労働局

## 1 趣旨

兵庫県内の労働災害による被災者数は長期的には減少しており、昨年の死亡者数は**45**人、休業**4**日以上之死傷者数は**4,568**人となり、過去最小値を記録した。

しかしながら、本年における兵庫県内の**8**月末日までに発生した労働災害による死亡者数は、速報値によると全産業で**36**人となり、前年同期と比較して**11**人の増加となった（増加率**44.0%**）。また、労働災害による死傷者数は労働者死傷病報告によると**8**月末日現在において全産業で**2,627**人となり、前年同期と比較して**11**人の微増となった（増加率**0.4%**）。

このように、現時点では死亡者数、死傷者数とも前年を上回る水準にあり、兵庫県内においては労働災害が増加している状況にある。特に死亡災害については、大幅に増加しており、現状の水準で推移した場合には、平成**22**年の死亡者数は前年を大きく上回ることが懸念される場所である。

さらに、兵庫県内の労働災害による死亡者数は、全国的に見ても突出しており、全国の速報値（9月7日現在）によると全産業でワースト**3**位、製造業でワースト**1**位、建設業でワースト**2**位を占めている。

このため、兵庫労働局では、「緊急死亡労働災害防止対策」（以下「緊急対策」という。）を策定し、死亡労働災害の撲滅並びに労働災害の防止に向けて全力を挙げて取り組むこととする。

## 2 取り組み期間

平成**22**年**9**月～平成**22**年**12**月

## 3 重点対策

死亡労働災害が製造業及び建設業において多発していること、事故の型別では墜落・転落災害（**11**件）、交通事故（**11**件）が多発していることから、

- ①製造業対策
- ②建設業対策
- ③交通労働災害防止対策

を重点対策とする。

## 4 具体的実施事項

緊急対策は、行政（兵庫労働局及び管下各労働基準監督署）、労働災害防止団体及び事業場が主体となって、連携を図りつつ取り組むものとする。また、取り組み期間中にそれぞれが重点的に取り組むべき事項は、別紙「緊急死亡労働災害防止対策実施主体別重点実施事項」のとおりとする。

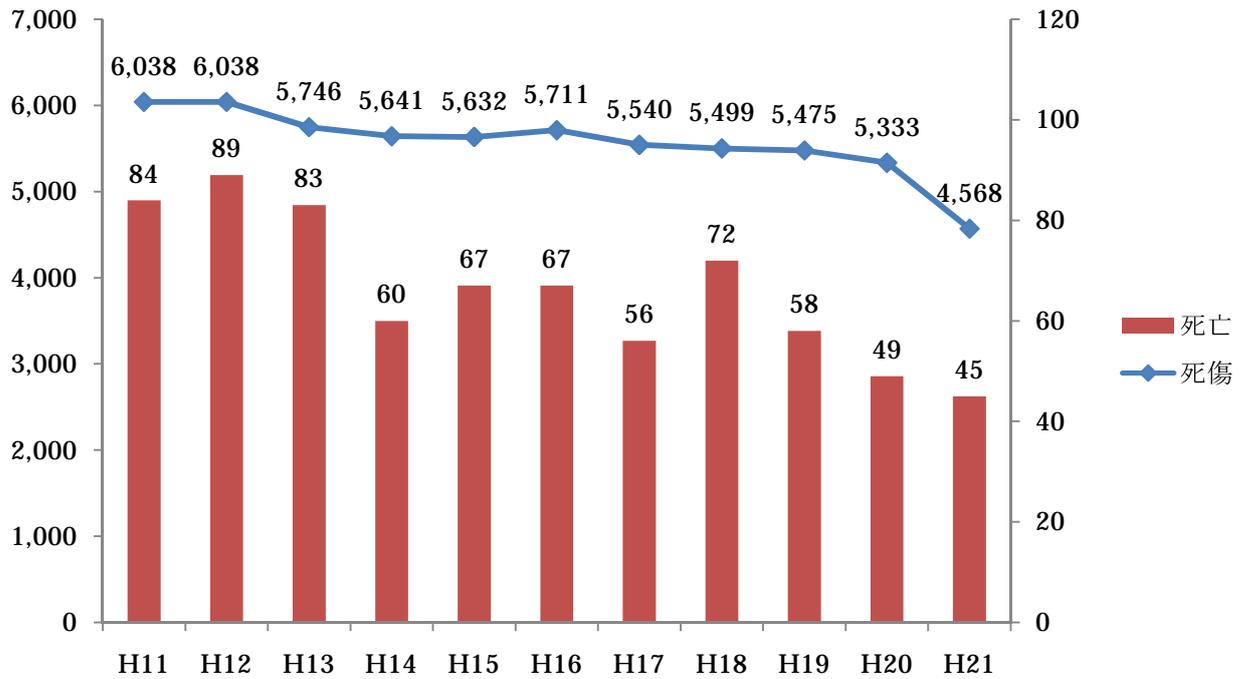
## 5 参考資料

- (1) 労働災害発生状況（年別）
- (2) 平成**22**年死亡労働災害発生状況（月別発生状況）
- (3) 平成**22**年死亡労働災害発生状況（業種別）
- (4) 平成**22**年死亡労働災害発生状況（事故の型別）
- (5) 平成**22**年(1月～8月)労働災害（死傷災害）発生状況

緊急死亡労働災害防止対策実施主体別重点実施事項

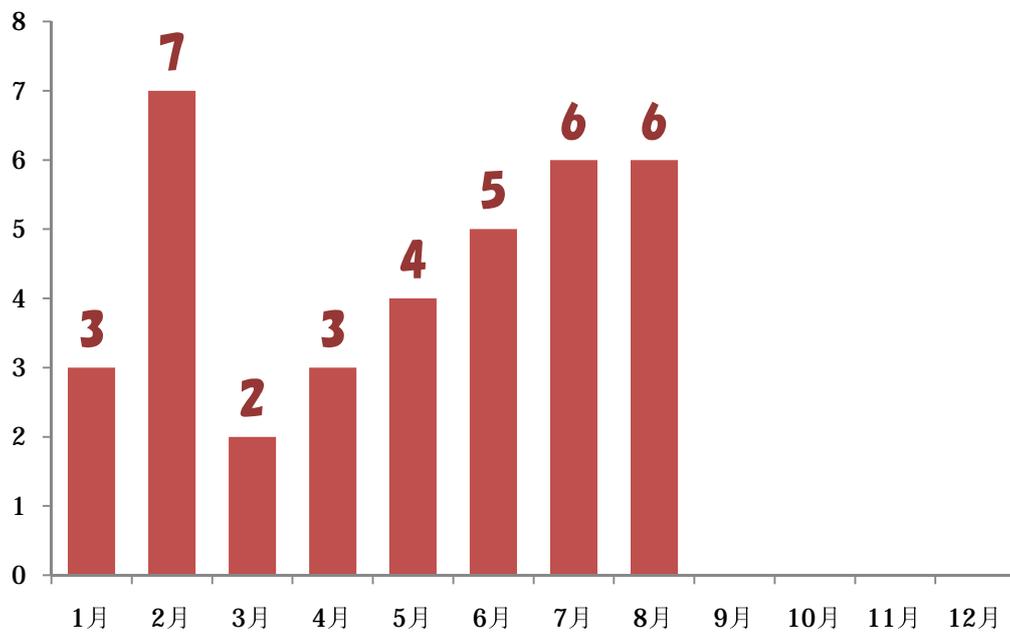
区分	実施事項
局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急死亡労働災害防止対策に係る広報の実施</li> <li>2 災害防止団体等に対する指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書要請の実施等</li> <li>・会員事業場を対象とした集団指導等の実施</li> <li>・災害防止団体等に対する支援</li> </ul> </li> <li>3 局署合同監督の実施</li> <li>4 秋の交通労働災害防止運動の実施</li> <li>5 リスクアセスメントに係るアンケート調査の実施</li> <li>6 ホームページ等を通じて労働災害防止に関する情報の提供</li> </ol>
署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 監督指導及び安全衛生指導の強化</li> <li>2 緊急死亡労働災害防止対策に係る広報の実施</li> <li>3 災害防止団体等に対する指導・援助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書要請の実施</li> <li>・会員事業場を対象とした集団指導等の実施</li> <li>・災害防止団体等に対する支援</li> </ul> </li> <li>4 局署合同監督の実施</li> <li>5 秋の交通労働災害防止運動の実施</li> </ol>
労働災害防止団体等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会員事業場に対する緊急死亡労働災害防止対策の周知及び取り組みの策定</li> <li>2 安全衛生大会等の開催</li> <li>3 労働災害防止に係る研修会や講習会等の開催</li> <li>4 安全衛生パトロールの実施</li> <li>5 労働災害防止に係る自主点検の実施</li> <li>6 リスクアセスメントに係るアンケート調査の実施</li> </ol>
事業場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業場トップの労働災害防止に係る積極的な取組</li> <li>2 労働災害防止に対する意識高揚の推進</li> <li>3 労働災害防止に係る自主点検の実施</li> <li>4 リスクアセスメントの実施</li> </ol>

(1) 労働災害発生状況（年別）



(2) 平成22年死亡労働災害発生状況（月別発生状況）

平成22年8月31日 現在



(3) 平成22年死亡労働災害発生状況（業種別）

平成22年8月31日 現在

	平成22年		前年同期		前年比較	
	死亡者数	構成率	死亡者数	構成率	増減数	増減率
全業種	36	100.0%	25	100.0%	11	44.0%
製造業	11	30.6%	5	20.0%	6	120.0%
鉱業	1	2.8%	1	4.0%	0	0.0%
建設業	14	38.9%	13	52.0%	1	7.7%
交通運輸業	1	2.8%	0	0.0%	1	100.0%
陸上貨物運送業	3	8.3%	1	4.0%	2	200.0%
港湾荷役業	1	2.8%	1	4.0%	0	0.0%
林業	1	2.8%	0	0.0%	1	100.0%
その他の事業	4	11.1%	4	16.0%	0	0.0%

(4) 平成22年死亡労働災害発生状況（事故の型別）

平成22年8月31日 現在

事故の型 業種	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物との接触	感電	交通事故	その他	合計
	製造業(1)				1	1	2	1		1				2	3
鉱業(2)	1														1
建設業(3)	9			2		1							2		14
交通運輸業 (4.1,4.2,4.4)													1		1
陸上貨物運送業 (4.3,5.1)													3		
港湾荷役業 (5.2.2)					1										1
林業(6.2)				1											1
その他	1												3		4
合計	11	0	0	4	2	3	1	0	1	0	0	0	11	3	36

## (5) 平成22年(1月～8月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成  
 ※( )内の数値は死亡者数(内数)を表す

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

兵庫労働局

【表1 業種別の労働災害発生状況】

業 種	平成22年(1月～8月)		前 年 同 期		前 年 比 較	
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全 産 業	2,627 (33)	100.0% ( 100.0% )	2,616 (24)	100.0% ( 100.0% )	11 ( 9 )	0.4% ( 37.5% )
製 造 業	761 (9)	29.0% ( 27.3% )	790 (5)	30.2% ( 20.8% )	-29 ( 4 )	-3.7% ( 80.0% )
鉱 業	10 (1)	0.4% ( 3.0% )	8 (1)	0.3% ( 4.2% )	2 ( 0 )	25.0% ( 0.0% )
建 設 業	323 (12)	12.3% ( 36.4% )	358 (12)	13.7% ( 50.0% )	-35 ( 0 )	-9.8% ( 0.0% )
交 通 運 輸 業	68 (1)	2.6% ( 3.0% )	41	1.6% ( 0.0% )	27 ( 1 )	65.9% ( - )
陸上貨物運送業	296 (4)	11.3% ( 12.1% )	312 (1)	11.9% ( 4.2% )	-16 ( 3 )	-5.1% ( 300.0% )
港 湾 運 送 業	11 (1)	0.4% ( 3.0% )	20 (1)	0.8% ( 4.2% )	-9 ( 0 )	-45.0% ( 0.0% )
農 林 業	64 (1)	2.4% ( 3.0% )	66	2.5% ( 0.0% )	-2 ( 1 )	-3.0% ( - )
畜産・水産業	11	0.4% ( 0.0% )	6	0.2% ( 0.0% )	5 ( 0 )	83.3% ( - )
商 業	371 (3)	14.1% ( 9.1% )	327	12.5% ( 0.0% )	44 ( 3 )	13.5% ( - )
金 融 ・ 広 告 業	29	1.1% ( 0.0% )	32	1.2% ( 0.0% )	-3 ( 0 )	-9.4% ( - )
映 画 ・ 演 劇 業	1	0.0% ( 0.0% )		0.0% ( 0.0% )	1 ( 0 )	- ( - )
通 信 業	64	2.4% ( 0.0% )	48	1.8% ( 0.0% )	16 ( 0 )	33.3% ( - )
教 育 ・ 研 究 業	21	0.8% ( 0.0% )	24	0.9% ( 0.0% )	-3 ( 0 )	-12.5% ( - )
保 健 衛 生 業	185	7.0% ( 0.0% )	165 (1)	6.3% ( 4.2% )	20 ( -1 )	12.1% ( -100.0% )
接 客 娯 楽 業	150	5.7% ( 0.0% )	181	6.9% ( 0.0% )	-31 ( 0 )	-17.1% ( - )
清 掃 ・ と 畜 業	150 (1)	5.7% ( 3.0% )	127	4.9% ( 0.0% )	23 ( 1 )	18.1% ( - )
官 公 署	2	0.1% ( 0.0% )		0.0% ( 0.0% )	2 ( 0 )	- ( - )
そ の 他 の 事 業	110	4.2% ( 0.0% )	111 (3)	4.2% ( 12.5% )	-1 ( -3 )	-0.9% ( -100.0% )

## 建設業臨検監督実施結果

	臨検監督現場	法違反が認められた現場	法違反は認められなかったが、指導を行った現場	問題がなかった現場
現場数	<b>214</b>	<b>133</b>	<b>24</b>	<b>57</b>

### 法違反の主な内容

墜落防止措置（足場・架設通路等）に関する違反	68	現場
特定元方事業者等の責務に関する違反	72	現場
建設機械に関する違反	22	現場
感電防止等の電気機械器具に関する違反	17	現場
通路に関する違反	14	現場
計画届に関する違反	2	現場
有機溶剤に関する違反	2	現場
就業制限違反	3	現場
昇降設備に関する違反	11	現場
型わく支保工に関する違反	13	現場

1現場で複数の違反が認められた現場もあるため、合計は臨検現場数と一致しない。  
上記は主な内容のためこれ以外の違反もある。